

鳥取県公報

令和5年1月10日(火) 第9462号

每週火·金曜日発行

			目	次
\Diamond	告	示	国土調査の成果の認証(1)(農地・水保全課)・ 保安林の指定の解除予定(2)(森林づくり推進課) 鳥取県資源管理方針の変更(3)(漁業調整課)・ 令和5管理年度におけるまあじの知事管理漁獲可能量 生産事業者の登録(5)(東部農林事務所)・・・ 公共測量の実施(2件)(6・7)(県土総務課) 採石法による採取計画の変更認可の公表(8)(八5 松くい虫の特別伐倒駆除の命令(9)(西部総合事務	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
\Diamond	公	告	森林法による開発行為の変更許可(東部農林事務所)	
			土地収用法施行令による公示送達(県土総務課)・	7
\Diamond	調達么	\ <u>告</u>	森林法による開発行為の許可(中部総合事務所農林) 落札者の決定(鳥取県立中央病院)・・・・・・・	局)・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・8

示

鳥取県告示第1号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、 同条第4項の規定により告示する。

令和5年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者 の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
東伯郡湯梨浜	令和2年度及び令	湯梨浜町(大字別所の	湯梨浜町大字別所の	令和5年1月10日
町	和3年度	一部)の地籍図及び地	一部	
		籍簿		
八頭郡智頭町	平成29年度から令	智頭町(大字芦津の一	智頭町大字芦津の一	
	和3年度まで	部)の地籍図及び地籍	部	II.
		簿		
		智頭町(大字西谷の一	智頭町大字西谷の一	
"	"	部)の地籍図及び地籍	部	"
		簿		
	平成30年度から令	智頭町(大字大屋の一	智頭町大字大屋の一	
"	和3年度まで	部) の地籍図及び地籍	部	II.
		簿		
"	11	n	11	n
		智頭町(大字八河谷の	智頭町大字八河谷の	
"	"	一部)の地籍図及び地	一:许	II.
		籍簿		
		智頭町(大字西谷の一	智頭町大字西谷の一	
"	"	部) の地籍図及び地籍	部	"
		簿		
東伯郡琴浦町	令和2年度及び令	琴浦町(大字大杉、大	琴浦町大字大杉、大	
	和3年度	字福永及び大字野田の	字福永及び大字野田	,,,
		各一部)の地籍図及び	の各一部	"
		地籍簿		

鳥取県告示第2号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30 条の規定により告示する。

令和5年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所 倉吉市般若字本谷奥436の6
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第3号

漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第9項の規定により、鳥取県資源管理方針を次のとおり変更したので、 同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和5年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 変更の内容

第1~第7 略

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の

特定水産資源についての具体的な資源管理の方 針は「別紙1-1 くろまぐろ(小型魚)」から 「別紙1-5」 まさば対馬暖流系群及びごまさば 東シナ海系群」までに、それぞれ定めるものとし、 特定水産資源以外の水産資源についての具体的な 資源管理の方針は「別紙2-1 あわび類」から 「別紙2-4 いわがき」までに、それぞれ定め <u>るものと</u>する。

(別紙1-1) 略

(<u>別紙1-2</u>) 略

(別紙1-3) 略

(別紙1-4) 略

(別紙1-5) 略

(別紙2-1)

第1 水産資源

あわび類(くろあわび、めがいあわび)鳥取県 周辺海域

第2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令 和10年までに、中位(4.2~8.4トン)以上に回復 することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合 には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管 理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管 理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守すると ともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協 定を公表するとともに、当該協定に参加している 第1~第7 略

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の

変 更 前

特定水産資源についての具体的な資源管理の方 針は「別紙1 くろまぐろ(小型魚)」から「別 紙5 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海 系群」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1) 略

(別紙2) 略

(別紙3) 略

(別紙4) 略

(別紙5) 略

者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証 及び取組内容の改良を促進する。

第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。

(別紙2-2)

第1 水産資源

さざえ鳥取県周辺海域

第2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令 和10年までに、中位(94.4~188.8トン)以上に 回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合 には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管 理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管 理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守すると ともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協 定を公表するとともに、当該協定に参加している 者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証 及び取組内容の改良を促進する。

第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。

(別紙2-3)

第1 水産資源

ばい鳥取県周辺海域

第2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令 和10年までに、中位(25.3~50.6トン)以上に回 復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合 には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管 理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管 理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守すると ともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協 定を公表するとともに、当該協定に参加している 者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証 及び取組内容の改良を促進する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙2-4)

<u>第1</u> 水産資源

いわがき鳥取県周辺海域

第2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令 和10年までに、中位(61.0~122.0トン)以上に 回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合 には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管 理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管 理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守すると ともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協 定を公表するとともに、当該協定に参加している 者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証 及び取組内容の改良を促進する。

第4 その他資源管理に関する重要事項 特になし。

2 変更年月日

令和5年1月10日

鳥取県告示第4号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により、令和5管理年度(令和5年1月1日から同年12 月31日までの期間をいう。)のまあじの知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により 公表する。

令和5年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
鳥取県まあじ漁業	現行水準

鳥取県告示第5号

林業種苗法 (昭和45年法律第89号) 第10条第3項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第16条第 1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年1月10日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地	
八生一2	倉見 昌成	見 昌成 八頭郡八頭町三浦 和		倉見苗圃	八頭郡八頭町三	
		234	苗の育成		浦	

鳥取県告示第6号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、境港市長から次の とおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により 告示する。

令和5年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量 (3D都市モデル作成)
- 2 作業期間 令和4年12月14日から令和5年3月30日まで
- 3 作業地域 境港市

鳥取県告示第7号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から次 のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定によ り告示する。

令和5年1月10日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 作業種類 公共測量(UAVレーザ測量)
- 2 作業期間 令和4年12月26日から令和5年3月15日まで
- 3 作業地域 倉吉市

鳥取県告示第8号

採石法 (昭和25年法律第291号) 第33条の5第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県 採石条例(平成15年鳥取県条例第72号)第13条の規定により次のとおり公表する。

令和5年1月10日

鳥取県八頭県土整備事務所長 福 本 浩

名称及び代	主たる事	採石場の所在					
表者の氏名	務所の所	地及び面積	採取の期間	変更事項	変更前の内	変更後の内	認可年月日
衣有の八名	在地	地及び曲傾		変 史 争 垻	容	容	
株式会社松	八頭郡八	八頭郡八頭町	平成31年1	掘削区域	25,565平方	25,640平方	令和4年12
田組	頭町万代	別府字下モ山	月9日から		メートル	メートル	月23日
代表取締役	寺93-1	491外12筆	令和5年1	採取をす	風化花崗岩	風化花崗岩	
松田 義正		(51,390平方	月8日まで	る岩石の	164, 490 立	164, 490 立	
		メートル)		種類及び	方メートル	方メートル	
				数量		がこう 花崗岩	
						12,446立方	
						メートル	

鳥取県告示第9号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、 同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年1月10日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域

米子市及び境港市の各一部 (別紙のとおりとする。)

(2) 期間

令和5年1月30日から同年3月31日まで

2 森林病害虫等の種類

森林病害虫等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又 は焼却(炭化を含む。)を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常に まん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

- 5 その他必要な事項
 - (1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

......

- (2) 3の措置として破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さを6ミリメートル(木材チッパーにより破砕す る場合にあっては、15ミリメートル)以下とすること。
- (3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに 提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課、西部総合事務所農林局及び関 係市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の変更の許可をしたので、鳥取県 林地開発条例(平成17年鳥取県条例第96号)第16条の規定により次のとおり公表する。

令和5年1月10日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 﨑 俊 宏

					変更後	その内容 しゅうしゅう		
開発者の氏	開発者の	開発行			土地の面積			開発行為
名又は名称	住所又は	為を行	開発行		開発行為	間 ※ /二 光		の変更の
石文は名称	主たる事	う土地	為の目	開発事業	をしよう	開発行為	開発行為の	許可年月
の氏名	務所の所	の所在	的	区域の土	とする森	に係る森	工期	日日
の以名	在地	地		地の面積	林の土地	林の土地の三種		Н
					の面積	の面積		
株式会社松	八頭郡八	八頭郡	土石等	5.1390 ^	5. 1390 ^	2.5640 ^	令和4年12	令和4年
田組	頭町万代	八頭町	の採掘	クタール	クタール	クタール	月23日から	12月23日
代表取締役	寺93-1	別府地					令和5年1	
松田 義正		内					月8日まで	

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり公示送達をす る。

令和5年1月10日

鳥取県収用委員会会長 淺 井 浩

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名 住所 鳥取市湖山町西三丁目113 氏名 米田 彰也
- 2 公示事項
 - 一級河川千代川水系ツツミ谷川砂防堰堤工事(鳥取県八頭郡八頭町岩渕字古市場地内から同町岩渕字堤谷地

内まで)に係る土地収用事件に係る土地収用法 (昭和26年法律第219号)第66条第2項の規定に基づく裁決書は、 住所地に当人がいないため送付することができない。よって、当該裁決書は、鳥取県収用委員会事務局(鳥取 市東町一丁目220 鳥取県県土整備部県土総務課内)において保管し、いつでもこれを交付するので、同人は当 庁に出頭の上受領されたい。

森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開 発条例(平成17年鳥取県条例第96号)第16条の規定により次のとおり公表する。

令和5年1月10日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 司

	開発者の				土地の面積	:		
開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名	住所又は 主たる事 務所の所 在地	開発行為 を行う土 地の所在 地	開発行為 の目的	開発事業 区域の土 地の面積	開発行為 をしよう とする森 林の土地 の面積	開発行為 に係る森 林の土地 の面積	開発行為の 工期	開発行為 の許可年 月日
有限会社呉島	倉吉市下	倉吉市栗	真砂土の	10.9020~	10.7459^	6.7236 ^	令和4年12	令和4年
組	余戸149	尾地内	採取	クタール	クタール	クタール	月21日から	12月21日
代表取締役	- 2						令和9年12	
呉島 声仁							月20日まで	

調達公告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政 令(平成7年政令第372号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年1月10日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍

1 調達件名及び数量 全身用マルチスライススペクトラルCT装置 一式

2 契 約 方 式 一般競争入札

札 3 落 日 令和4年11月28日

4 落札者の名称及び所在地 ティーエスアルフレッサ株式会社鳥取支店

鳥取市千代水一丁目1-6

183,700,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。) 5 落 札 金 額

6 入 札 公 告 令和4年10月18日 日

7 落 札 方 式 最低価格落札方式

8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立中央病院事務局経営戦略課

及び所在地 鳥取市江津730